

課 長	課長補佐	グループ長	課 僚	担 当

磐田市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月16日（金） 午後2時00分から
- 2 開催場所 磐田市役所西庁舎3階302・303会議室
- 3 出席委員

	2番 松野 恒男	3番 鈴木 浩孝
7番 伊藤 真人	8番 大箸千賀子	9番 榊原 茂
10番 鈴木 敏一	11番 河島 直明	
13番 平井 俊治	14番 新村 隆	15番 稲垣 明久
16番 鈴木 康司	17番 栗倉 高利	18番 石野 計美
19番 竹森 公彦		
- 4 欠席委員

1番 白澤 禎一	4番 赤塚 高石	5番 岸間 千乃
6番 安田 博俊	12番 田中 昌孝	
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名人の氏名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第9号 農地法第3条の規定による許可について
 - 議案第10号 農地法第5条の規定による許可について
 - 議案第11号 非農地証明について
 - 議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について【利用権設定】
 - 議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について【利用権移転】
 - 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
 - 報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 6 事務局出席者 鈴木課長 新井主幹 青寫主事 寺田主事
- 7 議 事

会 長)

それでは、ただいまから6月定例会を開会いたします。在任委員19名中14名が出席していますので、本会は成立しております。議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、14番 新村 隆委員、15番 稲垣 明久委員を指名します。議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の寺田さんを指名いたします。

議 長)

議事に入る前に、今月の議案書につきまして、訂正事項があるということですので、事務局から説明を求めます。

事 務 局)

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の6ページの上から5段目、[]の案件です。設定面積が「[]」という記載がありますが、正しくは「[]」に訂正をお願いします。訂正は以上でございます。申し訳ございませんでした。

議 長)

それでは、議事に入ります。議案第9号「農地法第3条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事 務 局)

議案書1ページをご覧ください。

議案第9号「農地法第3条の規定による許可について」、農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求めます。

令和5年6月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番 福田地区の案件は、申請の取下願が提出されたため、取下げをいたします。以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

次に、議案第10号「農地法第5条の規定による許可について」を議案として上程します。それでは、事務局から説明を求めます。

議案書2ページをご覧ください。

議案第10号「農地法第5条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求めます。

令和5年6月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地「藤上原 []」の一部、地目畑、面積は [] m²のうち [] m²です。賃貸人は、藤上原 []、賃借人は、藤上原 []、転用目的は、営農型太陽光発電施設、 [] Wパネル [] 枚を設置し、発電能力は [] kw、設置面積 [] m²、下部農地面積 [] m²、栽培作物は柿、 [] 年間の一時転用です。転用面積は、支柱 [] 本、引込柱 [] 本、キュービクル [] 基の合計面積です。

申請人は、市内に本店住所を置き、 [] 法人です。農地の上部を有効

活用し、営農を行いながら、発電施設として転用の更新をたく、申請するものです。下部農地の営農者については、引き続き申請人です。

発電施設の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること、最低高■mの支柱の上にパネルを設置、下部農地の遮光率は■%、■から、「今回の計画の場合、上部に太陽光発電パネルを設置し、そのパネルの隙間を調整して必要な光を当てるようにすれば、その下の櫛は十分成長することができます。」旨の意見書も添付されています。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、農用地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他、一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。

また、下部農地における営農の継続を前提としていること、パネルの角度、間隔等から見て農作物の育成に適した日照量を保つ設計となっており、農作業に必要な管理機等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること等が認められることから、許可相当と判断致します。

次に、整理番号2番、北部地区、申請地「藤上原■」の一部、地目畑、面積は■m²のうち■m²です。賃貸人は、藤上原■、賃借人は、藤上原■、転用目的は、営農型太陽光発電施設、■Wパネル■枚を設置し、発電能力は■kw、設置面積■m²、下部農地面積■m²、栽培作物は櫛、■年間の一時転用です。転用面積は、支柱■本、引込柱■本、キュービクル■基の合計面積です。

申請人は、整理番号1番と同様です。農地の上部を有効活用し、営農を行いながら、発電施設として転用の更新をたく、申請するものです。下部農地の営農者については、引き続き申請人です。

発電施設の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること、最低高■mの支柱の上にパネルを設置、下部農地の遮光率は■%、正木樹芸研究所から、「今回の計画の場合、上部に太陽光発電パネルを設置し、そのパネルの隙間を調整して必要な光を当てるようにすれば、その下の櫛は十分成長することができます。」旨の意見書も添付されています。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、農用地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。

また、下部農地における営農の継続を前提としていること、パネルの角度、間隔等から見て農作物の育成に適した日照量を保つ設計となっており、農作業に必要な管理機等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること等が認められることから、許可相当と判断致します。

議案書3ページをご覧ください。

整理番号3番、北部地区、申請地「藤上原■」、地目畑、面積■m²です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、藤上原■、使用借人は、掛川市■、転用目的は、分家住宅■棟■m²です。

申請人は、市外の借家に居住していますが、子供が生まれ手狭になったことから、■に自己用住宅を持ちたく、■に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側にコンクリートブロック設置、生活排水は合併浄化槽へ接続し、雨水と共に■側既設排水路に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えるこ

と。

地元の事前審査会において、生活排水及び雨水の排水先を敷地の側の既設排水路に放流する計画の方が費用的にいいのではないかというご意見をいただき、申請者に確認したところ、敷地は借地であり、将来的に建替の計画があるため、側道路側溝の計画で申請したいという意向を確認しました。東側道路側溝は土砂が溜まりやすいため、分家住宅の施工時に浚渫を行い、建築後も維持管理に努めると確認しております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、の所有地の中で検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

次に、整理番号4番、北部地区、申請地「勾坂上」、地目畑、面積 m^2 外、筆、合計面積 m^2 です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、勾坂上、使用借人は、新貝、転用目的は、分家住宅棟 m^2 です。

申請人は、市内の賃貸住宅に居住していますが、子供が生まれ手狭になったことから、自己用住宅を持ちたく、に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側にコンクリートブロック設置、生活排水は合併浄化槽へ接続し、雨水は側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、の所有地の中で検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

次に、整理番号5番、福田地区の案件は、申請の取下願が提出されたため、取下げます。

次に、整理番号6番、竜洋地区、申請地「駒場」の一部、地目原野、面積 m^2 のうち m^2 です。こちらの地目は原野になっております。お手元に配付させていただきました不動産登記事務取扱手続準則をご覧ください。北部地区の事前審査会において、原野の地目の定義について、説明をしてほしいという要望をいただきましたので、説明をさせていただきます。こちらは、所管が法務省になっておりまして、ホームページに掲載がされております。35ページに原野の定義が記載されております。耕作の方法によらないで雑草、かん木類の生育する土地と定められています。それでは、案件の説明に戻ります。こちらは、賃貸借の権利設定の案件です。

賃貸人は、国府台、賃借人は、池田、転用目的は、砂利採取で許可日からまでの一時転用です。

申請人は、市内に本店住所を置き、砂利採取事業を営む法人です。骨材資源確保のため、良質な砂利層が期待できる当地で、許可日からまでの砂利採取のため、一時転用したく、申請するものです。本案件につきましては、市の土地利用対策委員会の承認、地元自治会の承諾を得ています。

砂利採取事業の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に防護柵を設置、敷地外への排水をしないことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められる場合であること。工事完了後は、元の農地に復元し、所有者が適正管理する誓約書も添付されていることから、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号7番、竜洋地区、申請地「掛塚■■■■」、地目畑、面積■■■■です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、白羽■■■■、使用借人は、掛川市■■■■、■■■■、転用目的は、分家住宅■棟■■■■m²、カーポート■棟■■■■m²です。都市計画法の「敷地の特例措置」の許可地です。

申請人は、市外の借家に居住していますが、家財道具が増え手狭になったことから、自己用住宅を持ちたく、■■■■に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側にコンクリートブロック設置、生活排水は合併浄化槽へ接続し、雨水は■■■■側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

議案書4ページをご覧ください。

整理番号8番、豊田地区、申請地「富里■■■■」、地目畑、面積■■■■m²外■■■■筆、合計面積■■■■m²です。賃貸借の権利設定の案件です。

賃貸人は、富里■■■■、賃貸人は、浜松市■■■■、■■■■、転用目的は、砂利採取で許可日から■■■■の一時転用です。

申請人は、市外に本店住所を置き、砂利採取事業を営む法人です。骨材資源確保のため、良質な砂利層が期待できる当地で、砂利採取で許可日から■■■■の砂利採取のため、一時転用したく、申請するものです。本案件につきましては、市の土地利用対策委員会の承認、地元自治会の承諾を得ています。

砂利採取事業の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に防護柵を設置、敷地外への排水をしないことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、農用地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。工事完了後は、元の農地に復元し、適正管理する誓約書及び耕作管理計画書も添付されていることから、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号9番、豊岡地区、申請地「下野部■■■■」、地目畑、面積■■■■m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、下野部■■■■、譲受人は、京都市■■■■、■■■■、転用目的は、■■■■W太陽光パネル■■■■枚を設置し、発電能力■■■■kw、設置面積■■■■m²の太陽光発電施設です。

申請人は、京都府内に本店住所を置き、発電事業等を営む法人です。事業規模拡大のため、当地を太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。周囲をフェンス及び土堰堤で囲い、雨水は■■■■側既設排水路に放流することから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。透水性防草シートを張り除草対策をしますが、■■■■に委託し、年4回程度除草作業を行う計画です。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育及び公共施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号10番、豊岡地区、申請地は「上神増 [REDACTED]」、地目畑、面積 [REDACTED] m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、上神増 [REDACTED]、譲受人は、神奈川県 [REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、普通車 [REDACTED] 台分の従業員用及び社用車用駐車場で、砕石敷です。

申請人は、神奈川県内に本店住所を置き、 [REDACTED] 法人です。申請人は浜松で作業所を借りて営んでおりますが、移転することが決定し、申請地 [REDACTED] 側で工場を購入し稼働しようとしています。材料の搬入、製品の搬出のための車両や従業員用の駐車スペースを確保したく、申請するものです。

駐車場の規模等、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は地下浸透にすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育及び公共施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と名前を言ってから発言をするようお願いいたします。

会 長)

整理番号5番の取下理由を教えてください。

事 務 局)

[REDACTED] の提出が間に合わなかったためです。

会 長)

そちらの書類が整い次第、再度申請されるということですか。

事 務 局)

その通りです。

他に質問等もないようですので、採決を取ります。

議案第10号「農地法第5条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第 11 号「非農地証明について」を議案として上程します。事務局からの説明を求めます。

事務局)

議案書 9 ページをご覧ください。

議案第 11 号、「非農地証明について」、農地を農地以外の目的に供したため、非農地証明申請が次のとおり提出されたので審議を求めます。

令和 5 年 6 月 16 日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号 1 番、豊岡地区、申請地「虫生 []」、登記簿地目畑、現況地目山林、面積 [] m²です。議案書の現況地目につきましては、現在の課税上の地目です。申請地は、耕土は浅くがれきが多く、急傾斜地で農作業が大変不便なため、耕作されない状態が続いたことにより森林化し、農地への復元が不可能な土地であるため、申請するものです。

県知事からの通知により、非農地証明を発行するにあたっては、農業委員等 3 名、事務局職員により、遅滞なく現況調査を行うことになっており、申請地につきましては、5 月 30 日に現況調査を行いました。その結果、申請地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難と認められるものであり、証明相当と判断します。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

質問等もないようですので、採決を取ります。

議案第 11 号「非農地証明について」につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第 12 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】」を議案として上程します。なお、本審議案件につきまして、[] は、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、この案件に限り、議事参与が出来ませんので、退席をお願いします。

(退席確認)

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書 6 ページをご覧ください。

議案第 12 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記、農用地利用集積計画を決定することについて審議を求めます。

令和 5 年 6 月 16 日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

今年度初めての集積計画の決定についての議案ですが、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正になり、集積計画についての記載が削除されました。地域計画が策定されるまでは時限措置で、集積計画が設定出来ますので、旧農業経営基盤強化促進法という形で取り扱わせていただきます。

利用権設定分の申請地、申請人は、議案書のとおりです。土地の所在「加茂 []」、登記簿、現況地目ともに田、面積 []^m外 []筆、合計 []^mです。内訳は、田 []筆 []^m、畑 []筆 []^m、樹園地 []筆 []^m、施設用地 []筆 []^mです。貸付人、借受人は議案書及び各筆明細のとおりです。

下の表をご覧ください。利用権設定のうち、農地中間管理事業分は、 []筆、面積 []^mです。内訳は、田 []筆 []^m、畑 []筆 []^m、樹園地 []筆 []^mです。借受人は、公益社団法人静岡県農業振興公社です。

今回の利用権設定の案件、 []筆、面積 []^mのうち、新規の利用権設定の計画は、 []筆、面積 []^m、再設定の計画は []筆、面積 []^mです。

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数など、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の各要件を満たしています。詳細につきましては、別紙各筆明細のとおりです。なお、明細の貸主名は、令和5年1月1日時点の登記簿の名義人名になっています。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(質疑なし)

他に質問等もないようですので、採決を取ります。議案第12号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

(入席確認)

次に、議案第13号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】」を議案として上程します。

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書7ページをご覧ください。

議案第13号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】」、旧農

業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画を決定することについて審議を求めらる。

令和 5 年 6 月 16 日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

利用権移転分は、■筆、地目畑、面積■㎡です。移転をする者、移転を受ける者は、議案書及び各筆明細のとおりです。

ともに遠州中央農業協同組合の転貸分です。農地利用集積円滑化事業により移転を行うもので、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の各要件を満たしています。

以上で事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】」の案件につきまして、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、承認することに決定いたします。

以上で、農地法の審議を終了いたします。

続きまして、農業委員会への届出並びに通知が提出されておりますので、報告第 11 号から報告第 14 号までを一括して事務局から報告願います。

事務局)

議案書 8 ページから 10 ページをご覧ください。

報告第 11 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」、このことについて、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和 5 年 6 月 16 日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号 1 番、北部地区、届出地「笠梅■」、地目山林、現況畑、面積■㎡外■筆、合計面積■㎡です。被相続人は、笠梅■、相続人は、笠梅■を含め 9 件の相続の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書 11 ページをご覧ください。

報告第 12 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和 5 年 6 月 16 日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、北部地区、届出地「見付[]」、地目畑、面積[]m²外[]筆、合計面積[]m²です。
申請人は、[]、転用目的は作業所、計1件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書12ページから14ページをご覧ください。

報告第13号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第5条第1項第7号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和5年6月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、北部地区、届出地「見付[]」、地目畑、面積[]m²外[]筆、合計面積[]m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、浜松市[]、譲受人は、浜松市[]、転用目的は、宅地分譲を含め、所有権移転の案件9件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書15ページから19ページをご覧ください。

報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、農地の賃借権の合意解約がなされ、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、次のとおり報告する。

令和5年6月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

整理番号1番、北部地区、土地の所在「岩井[]」、地目畑、面積[]m²外[]筆、合計面積[]m²です。賃貸人は、岩井[]、賃借人は、大久保[]、貸人の都合（売却）のためを含め、計25件の通知を受理しましたので、報告いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長)

ただいまの報告第11号から報告第14号について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見等は、ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

全体を通しまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

他に質問、ご意見等は、ないようです。

以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。

審議終了（午後2時33分）

協議事項

なし

報告事項

・農地移動適正化あっせん委員会の開催について

連絡事項

なし

終了（午後2時35分）

上記のとおり決する。

農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人